

地方債制度等のうち
公共施設に活用できるもの

公共事業等債

1 事業の概要

公共事業等は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものである。地方団体が負担する部分は事業施行に伴う受益の範囲内であり、かつ当該負担は地方財源計画を通じて所要の財源措置が行われることとなっているが、これらの公共事業等は、収益性もなく将来の地方財政の硬直化を防止するためにも地方債に大きく依存するのは適当ではないため、充当率については低めにおさえられている。

2 同意等基準

公共事業等債については、補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金を対象とするものとする。

3 運用要綱

- (1) 公共事業等債の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。
- (2) 国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」（平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省農村振興局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

4 充当率 (%)

区分	対 象 事 業 等	充当率	うち 本来分	うち 財源対 策債分
原則	公共事業等	90	50	40
例外	高速自動車国道建設事業、被災市街地復興特別事業		90	0
	各種災害関連事業（激甚災害対策、かんまん災害対策（現年分））、直轄事業（災害関連緊急、激甚災害対策）及び湛水防除（市町村分）に係るもの		80	10
	国営土地改良事業等の市町村負担金のうち平成22年度までに実施した事業に係る負担金相当額		30	60

5 元利償還金に対する交付税措置 (%)

・ 本来分			
補助分	都市計画（被災市街地復興推進地域内の事業）		80
	各種災害関連	砂防、河川、漁港海岸、漁港施設、防災重点農業用ため池等	50
		激甚災害対策、かんまん災害	57
直轄分	道路（高速自動車国道建設）		50
	直轄ダム、道路（高速自動車国道建設を除く高規格幹線道路）、砂防		50
	災害関連緊急、激甚災害対策		57
・ 財源対策債分			50
湛水防除（本来分に係るもの）※特別交付税による措置			30

※特に注記の無いものは、普通交付税措置（以下の事業債について同じ）

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

1 事業の概要・同意等基準

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業については、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）に基づき推進が特に必要となる施策（以下「国土強靱化施策」という。）の補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う国土強靱化施策の河川事業及び農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とする。

2 運用要綱

- (1) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の対象事業に係る継ぎ足し単独事業及び関連して実施される単独事業については、事業内容に応じてそれぞれ他の事業債の対象とするものであること。
- (2) 国営、都道府県営及び団体営土地改良事業に係る地方公共団体の負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」（平成3年5月31日付け3構改D第389号農林水産省農村振興局長通知）において、地方公共団体が負担すべきとされている額を対象とするものであること。

3 充当率

100%

4 元利償還金に対する交付税措置

50%（通常の交付税措置率が50%を超えるものは当該措置率(60%)）

公営住宅建設事業債

1 事業の概要

地方公共団体が国の補助又は交付金を受けて行う公営住宅建設事業、住宅地区改良事業等及び地方公共団体が単独で行う公営住宅等の建設用地の取得・造成事業といった公営住宅・改良住宅の建設に関連する事業について、公営住宅建設事業として起債の対象としている。

2 同意等基準

次に掲げる事業を対象とするものとする（ただし、地方公共団体が実施するものに限る。）。

- (1) 公営住宅その他の公的賃貸住宅の整備事業等
- (2) (1)の事業に関連して実施する事業
- (3) 空き家再生等推進事業（公的賃貸住宅等として整備するものに限る。）
- (4) アイヌ住宅資金等貸付事業

3 運用要綱

- (1) 公的賃貸住宅とは、地域優良賃貸住宅、都市再生住宅、改良住宅、小規模改良住宅、更新住宅その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 2 条第 2 項に規定する賃貸住宅をいうものであること。
- (2) 整備事業等とは、建設、買取り、改善（アスベスト改修を含む。）又は除却（地財法第33条の 5 の 8 に規定する公共施設等の除却）をいうものであること。
- (3) 関連して実施する事業とは、用地の取得造成事業、駐車場整備事業、居住環境形成施設整備事業その他の事業であること。

4 充当率

100%

5 元利償還金に対する交付税措置

なし

災害復旧事業債

1 事業の概要

降雨、暴風、洪水、津波、地震その他異常な天然現象による災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を、原形に復旧する事業について、災害復旧事業として起債の対象としている。

我が国は、気象的にも地理的にも、災害を受けやすい環境にあり、復旧のための地方公共団体の財政的負担も大きいため、国庫補助（負担）制度と両面からの財源措置を講じ、災害の早期復旧に資するのが本事業債の趣旨である。

2 同意等基準

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

(1) 補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条の規定に基づき国がその事業費の一部を負担する災害復旧事業

② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条の規定に基づき国がその経費を補助する災害復旧事業

③ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条の規定に基づき国がその経費の一部を負担する災害復旧事業

④ 公営住宅法第8条第3項の規定に基づき国がその費用の一部を補助する災害復旧事業

⑤ 国庫補助の対象となる都市災害復旧事業

⑥ その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（(2)に掲げるものを除く。）

⑦ その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び①から⑥までに掲げるものに準ずる災害復旧事業

(2) 災害対策基本法第102条第1項の規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第1項及び第2項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

(4) 地方公営企業災害復旧事業

(5) 公共施設又は公用施設に係る火災復旧事業

(6) 一般単独災害復旧事業（公共施設、公用施設及び別に定める農地に係る災害復旧事業のうち、(1)の対象とならなかったもので、(2)から(5)までに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

3 運用要綱

(1) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第3項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第1項第1号の徴収金の減免の額と同項第2号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項から第3項までに規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものを含む。）との合計額が、当該地方公共団

体の標準税収入額の 100 分の 5 に相当する額を超えるものとする。

- (2) 一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設（原則として、地方公共団体及び公共的団体（鉄道に係る事業については、地方財政法第 5 条第 5 号の政令で定める法人を含む。）が所有し、管理するものに限る。以下同じ。）及び公用施設を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

なお、庁舎については、原則として、被災前延床面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出するものであるが、被災前延床面積が被災時点における被災庁舎の入居職員数に一人当たり 35.3 m² を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、一般単独災害復旧事業又は地方公営企業災害復旧事業の対象事業費を算出することができるものであること。

- (3) 火災復旧事業とは、失火等を原因とする火災により焼失した公共施設又は公用施設に係る災害復旧事業をいうものであり、地震及び大規模な事故等の災害並びに放火等災害に準ずる原因に基づく火災は、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

火災復旧事業の対象事業費には、応急復旧費及び備品購入費を含むものであること。また、火災保険金は、控除財源として取扱う必要はないこと。

- (4) 農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に基づき指定された災害に係る農地であって、同法第 5 条の措置が適用されたもののうち一箇所の工事の費用が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 2 条第 6 項に掲げる額以上のものについては、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

- (5) 現年の災害復旧事業については、前年度の 1 月 1 日以降に発生した災害を対象とするものであること。

- (6) 過年の充当率を現年と同率とする著しく異常かつ激甚な非常災害等とは、既存の災害復旧制度の適用に加えて、特別の立法措置又は特別の予算措置等が広範に講じられるものであり、かつ、災害発生年の翌年度予算の編成時点において、災害復旧事業費の多くが確定できない状況にある災害をいうものであること。

4 充当率

(%)

事 業 区 分			充当率
補助・直轄災害復旧事業	現年	公共土木施設等	100
		農地・農林漁業施設	90
	過年	公共土木施設等	90
		農地・農林漁業施設	80
歳入欠かん等債	歳入欠かん債		100
	災害対策債		100
小災害復旧事業	公共土木施設等		100
	農地	一般被災地	50
		被害激甚地	74
	農林施設	一般被災地	65
		被害激甚地	80
地方公営企業災害復旧事業			100
火災復旧事業			100
一般単独災害復旧事業	公共土木施設等		100
	農地・農林漁業施設		65

5 元利償還金に対する交付税措置

(%)

事業区分		交付税措置	備考
補助・直轄災害復旧事業債		95	普通交付税
一般単独災害復旧事業債		47.5（財政力補正により 85.5 まで）	
小災害復旧事業債	公共土木施設等	66.5（財政力補正により 95.0 まで）	
	農地等	100	
歳入欠かん等債	歳入欠かん債	47.5（減収割合に応じ 85.5 まで）	特別交付税
	災害対策債	57	

学校教育施設等整備事業債

1 事業の概要

公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学及び社会体育施設等の整備事業を対象とする事業債である。

2 同意等基準

- (1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく国庫負担及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額（(2)から(3)に掲げるもの並びに都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）
- (2) 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第111号）第 4 条の規定に基づく学校教育施設等の整備事業に係る地方負担額
- (3) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく交付金及びその他の国庫補助（交付金を含む。）を受けて実施する事業のうち、義務教育諸学校等及び公立認定こども園の補強事業（(2)に掲げるものを除く。）、防災機能強化事業に係る地方負担額
- (4) 単独事業として行う学校教育施設等の整備事業

3 運用要綱

- (1) 学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業の起債対象事業費は、当該交付金の対象事業費から、当該事業費に交付金要綱に定める交付率を乗じて得た額又は当該事業に充当した交付金の額のいずれか多い額を控除した額とするものであること。
- (2) ランチルーム、クラブハウス、武道場、幼稚園、高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、大学、社会体育施設等の整備事業については、本事業の対象となるものであること。
- (3) 単独事業として行う義務教育施設（校舎、屋内運動場）に係る大規模改造事業については、1 校（特別支援学校については小中学部に係る部分）ごとの対象事業費が 400 万円以上のものをいうものであること。
- (4) 義務教育施設に係る国庫負担事業、学校施設環境改善交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金を受けて実施する事業（大規模改造事業を除く。）、部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金を受けて実施する事業並びに用地の取得造成事業の資金については、原則として財政融資資金であること。

なお、これらの事業で施設基準又は補助単価を上回った部分の事業（継ぎ足し単独事業）並びに学校施設環境改善交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金を受けて実施する大規模改造事業についても、財政融資資金を充てることができるものであること。

また、継ぎ足し単独事業を除く地方単独事業について地方公共団体金融機構資金を充てることができるものであること。

4 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

国庫補助事業

(%)

対 象 事 業	充 当 率			交 付 税 措 置	
	通常分	財源対策債分	通常分	財源対策債分	
公立学校施設整備費負担金を受けて実施する事業	90	75	15	70	50
学校施設環境改善交付金を受けて実施する事業					
① 義務教育諸学校の危険改築事業、不適格改築事業	90	75	15	70	50
② へき地寄宿舎、集会室の新增築事業					
③ 公立の小学校、中学校、義務教育学校の既存施設を活用した学校統廃合に係る改修事業					
④ 「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第11号。以下「地防法」という。）」第4条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業（国の負担割合 1/2）					
⑤ 公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎の補強事業及び防災機能強化事業					
⑥ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の長寿命化改良事業					
⑦ 南海トラフ地震防災対策として実施される公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の津波移転改築事業					
⑧ 学びの多様な学校又は夜間学校（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程に限る。）の用に供する既存施設の改修事業					
⑨ 義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新改築事業（「地防法」第4条の規定に基づく事業に限る（国の負担割合 1/2））	90	75	15	50	50
⑩ 特別支援学校の小学部、中学部の長寿命化改良事業	90	75	15	30	50
⑪ 義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新改築事業（⑨以外）	90	75	15	—	50
⑫ 公立の中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部の武道場の新改築事業					
⑬ 義務教育諸学校の給食施設の新増改築事業					
⑭ 義務教育諸学校の大規模改造事業	75	75	—	30	—
⑮ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の大規模改造事業（障害児等対策施設整備工事に限る）	90	75	15	70	50
⑯ その他の事業	75	75	—	—	—
就学前教育・保育施設整備交付金を受けて実施する事業（公立認定こども園に限る）	75	75	—	—	—
⑰ 地防法第4条の規定に基づく校舎、屋内運動場又は寄宿舎で地震による倒壊の危険性が高いもののうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築（国の負担割合 1/2）	90	75	15	70	50
⑱ 校舎、屋内運動場又は寄宿舎の補強事業及び防災機能強化事業					
その他の国庫補助（交付金を含む）を受けて実施する事業	75	75	—	—	—
防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第3条第2項第1号及び公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第5条第1項に基づく義務教育諸学校に係る防音事業及び騒音防止事業	90	75	15	—	50
補正予算債	100	100	—	50（※）	—

※通常の措置率が50%を超える場合は、当該措置率（60%）

地方単独事業

(%)

対 象 事 業	充 当 率			交 付 税 措 置	
		通常分	財源対 策債分	通常分	財源対 策債分
① 義務教育施設（校舎、屋内運動場）の大規模改造事業	75	75	—	50	—
② その他の地方単独事業（継ぎ足し単独事業を含む）	75	75	—	—	—

用地

(%)

対 象 事 業	充 当 率			交 付 税 措 置	
		通常分	財源対 策債分	通常分	財源対 策債分
①義務教育施設、高等学校	90	90	—	—	—
②その他	75	75	—	—	—

社会福祉施設整備事業債

1 事業の概要

児童福祉施設や老人福祉施設等のいわゆる福祉六法等に規定する施設及びこれに準ずる施設として通知により設置運営が定められている施設の整備事業を対象としている。

2 同意等基準

社会福祉施設整備事業については、児童福祉施設その他の社会福祉施設のうち、公営企業債の対象となる施設及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校を除いた施設の整備事業を対象とするものとする（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

3 運用要綱

公共的団体が整備する施設に対する補助金についても社会福祉施設整備事業で協議等を行うこと。

4 充当率

80%（貸付目的の社会福祉施設に係る用地の取得 90%）

5 元利償還金に対する交付税措置

なし

一般廃棄物処理事業債

1 事業の概要

一般廃棄物処理事業債の対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が設置する施設の整備事業である（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

2 同意等基準

一般廃棄物処理事業については、し尿処理施設整備事業、ごみ処理施設整備事業及び清掃運搬施設等整備事業を対象としている（ただし、都道府県が実施する補助事業に係る地方負担額を除く。）。

3 運用要綱

- (1) し尿処理施設とは、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定する施設（焼却式し尿処理施設は地域の特別な事情がある場合に限る。）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又は廃棄物処理法に基づくし尿浄化槽であって、地方公共団体が設置・管理するものであること。
- (2) ごみ処理施設とは、原則として、廃棄物処理法第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設及び埋立処分施設（原則として、廃棄物処理法第 9 条の 3 第 1 項の規定に基づき都道府県知事等に届出された最終処分場に係る施設）をいうものであるが、地方公共団体の廃棄物処理計画上の必要等に応じ、廃棄物再生利用施設等の処理施設を含むものであること。なお、附属施設には、ごみ焼却発電等熱利用施設（売電を主たる目的とする場合を除く。）が含まれるものであること。
- (3) 清掃運搬施設等とは、し尿汲取車、ごみ運搬車、し尿運搬船、ごみ運搬船、残滓運搬車（船）並びに最終処分場で使用するブルドーザ及びコンパクタ等をいい、これらに係る電気自動車その他の低公害車も含まれるものであること。

4 充当率及び元利償還金に対する交付税措置 (%)

区 分		充 当 率			交付税措置	
		通常分	財源対 策債分	計	通常分	財源対 策債分
し尿処理 施設 ・ ごみ処理 施設	補助事業	75	15	90	50	50
	単独事業	75	—	75	30	—
	うち重点化等事業（※）	75	15	90	50	50
清掃運搬施設等		75			—	
用地関係		100			—	

※重点化等事業とは、事業全体を単独事業で実施する事業のうち、ごみ焼却施設の新設に係るもの（ごみ処理広域化計画に基づいて実施するものに限る。）並びにし尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設の基幹的設備（平成 9 年度までの国庫補助対象設備をいう。）の改造事業であって総事業費が 1 億 5,000 万円以上の事業をいう。

一般補助施設整備等事業債

1 事業の概要

一般補助施設整備等事業は、地方財政法第5条等に規定する適債事業のうち、同意等基準に示す事業を対象としている（原則として、国庫補助事業を対象としている。また、本事業は普通会計債であることから、公営企業に属する事業は対象とされない。）。

2 同意等基準

(1) 原則として、国庫補助金を伴う事業のうち次に掲げる事業

(ア) 原子力発電施設等立地地域振興特別事業	(ト) 活動火山対策避難施設整備事業
(イ) 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	(ナ) 住宅資金等貸付事業
(ロ) 沖縄振興特別推進交付金事業	(ニ) 庁舎整備事業
(ハ) 沖縄離島活性化推進事業	(ス) 特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）
(ニ) 沖縄振興特定事業推進事業	(セ) 特定間伐等促進対策事業
(ホ) 沖縄北部連携促進特別振興事業	(ジ) 地域未来交付金事業
(ヘ) 沖縄観光景観形成支援事業	（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第1号イに規定する事業（施設整備事業等に限る。））
(ヘ) 沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）	(カ) 地方大学・地域産業創生事業
(コ) 沖縄産業技術開発事業（沖縄先端医療技術基盤形成促進事業に限る。）	(キ) 文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。）
(ク) 駐留軍用地跡地先行取得事業	(ク) アイヌ政策推進交付金事業
(ケ) 特定臨時避難施設整備事業	(ケ) 地域公共交通再構築事業（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第9号に規定する鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）
(コ) 奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）	(コ) 農業構造転換集中対策事業（農業構造転換集中対策のうち農業農村整備（農地の大区画化等）及び共同利用施設の再編集約・合理化（「更なる加速化」の対象事業に限る。）に係る事業）
(セ) 未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）	(マ) ペロブスカイト太陽電池導入事業
(セ) 防災集団移転事業	
(シ) 豪雪対策整備事業	
(タ) 認定こども園整備事業（他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。）	
(チ) 児童相談所一時保護施設整備事業	
(ツ) 有明海・八代海等再生事業	
(テ) 地震対策緊急整備事業等	

(2) 国庫補助（交付金を含む。）を受けて市町村が実施する施設整備事業のうち、(1)に掲げる事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業

(3) 国庫補助金を伴う出資金・貸付金（チッソ分）

(4) 特別転貸債

3 充当率

(%)

対 象 事 業	充 当 率	対 象 事 業	充 当 率
原子力発電施設等立地地域振興特別事業、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業、沖縄振興特別推進交付金事業、沖縄離島活性化推進事業、沖縄振興特定事業推進事業、沖縄北部連携促進特別振興事業、沖縄観光景観形成支援事業、沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）、沖縄産業技術開発事業（沖縄先端医療技術基盤形成促進事業に限る。）、駐留軍用地跡地先行取得事業、特定臨時避難施設整備事業、	100	防災集団移転事業、有明海・八代海等再生事業、地域未来交付金事業、地方大学・地域産業創生事業、文化財保存・活用事業、消防・防災施設整備事業、農業構造転換集中対策のうち「スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入」及び「共同利用施設の再編集約・合理化」（生乳需給調整高度化・輸出拡大事業に限る。）に係る事業（市町村負担に限る。）、農業構造転換集中対策以外の農地耕作条件	90

奄美群島振興交付金事業、未買収道路用地取得事業、特定間伐等促進対策事業、アイヌ政策推進交付金事業、地域公共交通再構築事業（鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）、農業構造転換集中対策事業（農業構造転換集中対策のうち農業農村整備（農地の大区画化等）及び共同利用施設の再編集・合理化（「更なる加速化」の対象事業に限る。）に係る事業）、出資金・貸付金（チッソ分）、特別転貸債	改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農業生産基盤情報通信環境整備事業（市町村負担に限る。）、ペロブスカイト太陽電池導入事業、児童相談所一時保護施設整備事業	
	豪雪対策整備事業、認定こども園整備事業	80
	消防庁舎整備事業、その他	75

4 元利償還金に対する交付税措置 (%)

事業区分	交付税措置
原子力発電施設等立地地域振興特別事業	70
地震対策緊急整備事業等で総務大臣が指定したもの	50
畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業、沖縄振興特別推進交付金事業、沖縄離島活性化推進事業、沖縄振興特定事業推進事業、沖縄北部連携促進特別振興事業、沖縄観光景観形成支援事業、沖縄産業創出支援事業（沖縄持続可能な交通環境構築推進事業に限る。）、沖縄産業技術開発事業（沖縄先端医療技術基盤形成促進事業に限る。）、駐留軍用地跡地先行取得事業、特定臨時避難施設整備事業、奄美群島振興交付金事業（農業創出緊急支援事業に限る。）、有明海・八代海等再生事業、児童相談所一時保護施設整備事業、地震防災対策特別措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる事業、アイヌ政策推進交付金事業、農業構造転換集中対策事業、ペロブスカイト太陽電池導入事業	50
地域未来交付金事業、地方大学・地域産業創生事業、文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業、重要文化財等防災施設整備事業及び史跡等購入事業に限る。）、	30
産業廃棄物不法投棄対策事業（平成17年度以前着工分）	50（特別交付税により措置）
地域公共交通再構築事業（鉄道事業再構築事業に係るものに限る。）、	45
特定間伐等促進対策事業	30（特別交付税により措置）
農地構造転換集中対策以外の農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農業生産基盤情報通信環境整備事業	20

施設整備事業（一般財源化分）債

1 事業の概要

三位一体の改革に伴い、平成 17 年度及び 18 年度に廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係る事業を対象とする。

なお、施設整備事業（一般財源化分）は、従来の国庫補助負担金相当額について同意等を行うものであり、従来の補助裏部分については、通常の地方債を充当できる。

2 同意等基準

平成 17 年度及び 18 年度に一般財源化された次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業を対象とするものとする。

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）
- (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- (3) 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）
- (4) 消防防災設備整備費補助金

3 運用要綱

起債対象事業費は「施設整備事業（一般財源化分）に係る起債対象事業費の算定について」（平成 30 年 4 月 2 日総財調第 7 号）により算定した額とするものである。

4 充当率

対象事業費の実支出額に補助金廃止前の補助率等を乗じた額（補助率かさ上げ部分を含む。）の 100%

5 元利償還金に対する交付税措置

70%

【参考】

- 施設整備事業（一般財源化分）に係る
起債対象事業費の算定について（通知）

〔平成30年4月2日 総財調第7号 都道府県財政]
担当課・都道府県市区町村担当課・政令指定都市
財政担当課あて総務省自治財政局調整課長通知

三位一体の改革に伴い廃止・税源移譲された施設整備費補助金等に係る事業のうち一部については、「施設整備事業（一般財源化分）」として地方債措置がされているところですが、今後、対象事業の起債対象事業費の算定について、下記のとおりとすることとしましたので、通知します。

貴都道府県内市町村にもその旨周知されるようお願いします。

記

1 次の補助金等が対象としていた施設・設備整備事業等に係る起債対象事業費については、以下に定めるとおり算定することとする。

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金（公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。）

廃止前の要綱に定める交付基礎額によらず、対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額とする。

- (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

対象事業には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により創設された介護医療院に係る整備事業を含む。

起債対象事業費は、廃止前の要綱に定める交付基礎額によらず、対象経

費の実支出額（ユニット型の特別養護老人ホーム、老人保健施設及び介護医療院については、ユニット以外の部分に係るものに限る。）に2分の1を乗じた額とする。

- (3) 社会福祉施設等施設整備補助金・負担金（市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。）及び消防防災設備整備費補助金

廃止前のそれぞれの要綱に定める基準額によらず、対象経費の実支出額に廃止前の補助（負担）率を乗じた額とする。

- 2 対象経費の範囲、補助率のかさ上げ等起債対象事業費の算定に関する上記以外の事項については、それぞれの補助金又は負担金に係る廃止前の要綱等の例による。

一般事業債

1 同意等基準

地方単独事業のうち他の事業区分に属する事業の対象とならない事業を対象とするものとする（ただし、地域開発事業（内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。）及び観光その他事業（観光施設事業に限る。）を新たに行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。）。

2 運用要綱

- (1) 一般事業の対象事業には、国庫補助負担事業に伴って実施する継ぎ足し単独事業を含むものであること（ただし、他の事業区分において対象となるものを除く。）。
- (2) 半島振興防災道路整備事業とは、次の事業をいうものであること。
 - ① 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 3 条第 1 項に規定する半島振興計画に基づいて、都道府県又は市町村が実施する道路整備事業
 - ② 半島防災の強化のために重要であると認められる半島循環道路及び一般国道等へのアクセス道路等で都道府県知事が指定する道路整備事業
- (3) 中心市街地再活性化等特別対策事業については、市町村が実施する中心市街地の集客力を高めるための公共空間の整備等の地方単独事業であって、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 9 条第 10 項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置付けられた事業等を対象とするものであること。
- (4) 一般事業の対象事業のうち庁舎に係る起債対象事業費については、他の公共施設の整備の状況、用地確保の状況、財源計画の確実な見通し及び事業の緊急度等を十分勘案すること。
- (5) 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業（大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。）を行う法人に対する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債については、地方債同意等基準運用要綱別紙 1 に掲げるものを対象とするものであること。
- (6) 地域総合整備資金貸付事業については、地域振興に資する民間事業活動等に対する地方公共団体の貸付金に要する経費を対象とするものであること。なお、当該事業の具体的な取扱いについては、別に定め、別途通知するものであること。
- (7) 公営企業経営改善特例債の取扱いについては、地方債同意等基準運用要綱別紙 2 に掲げるところによるものであること。

3 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

区 分		充 当 率	交付税措置
一般補助施設整備等事業、一般単独・一般事業共通	消防・防災施設整備事業	90 （消防庁舎の整備事業 75 （広域化に係るものを除く。）	—
	その他事業	①出資金・貸付金、負担金 75 （出資金・貸付金 ・政府関係機関等 90 ・コミュニティ・ファンド 形成事業等 90 ・地域の資源を活用した事業 を行う法人等に対する出資 90 ・災害復興基金等 100 ・住宅資金等貸付事業 100 ・土地開発公社経営健全化 対策に基づく貸付金 100 負担金 ・政府関係機関等 90	—
		②①以外の事業 （補助金の財源を含む。） 75	—
	石綿対策事業 （石綿救済基金に対する拠出）	100	—
	地域総合整備資金貸付事業	100	75(特別交付税) ※利子負担相当額
地域鉄道対策事業		100	30(普通交付税)
公営企業経営改善特例		100	—
石綿対策事業 （公共施設等の石綿の除去事業）		95	40(特別交付税)
拠点法等特別事業		90	—
河川等事業		90	—
半島振興防災道路整備事業		90	30(普通交付税)
児童相談所整備事業		90	50(普通交付税)
中心市街地再活性化等特別対策事業		75	30(特別交付税)

地域活性化事業債

1 事業の概要

「地域の経済循環の創造に資する事業」「活力ある経済・生活圏の形成の推進に資する事業」等を対象としている。

2 同意等基準

地域活性化事業については、地域の経済循環の創造に資する事業、活力ある経済・生活圏の形成のための連携中枢都市圏構想や定住自立圏構想の推進に資する事業等地域の活性化のための基盤整備事業を対象とするものとする。

3 運用要綱

(1) 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業、人口減少・少子高齢社会において活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備に限る。以下同じ。）、中心市と近隣市町村の相互連携を強化し、圏域全体で生活機能を確保する定住自立圏構想の推進に資する事業（医療・福祉、産業振興及び公共交通の3分野に限る。以下同じ。）及び合併の円滑化に係る事業をいう。）を対象とし、事業内容の例示等は以下のとおりである。

① 地域経済循環の創造

- ア 地域資源活用事業
- イ 地域情報通信基盤整備事業
- ウ 自然再生・地球温暖化対策事業
- エ 国土保全対策事業

② 人材力の活性化

- ア Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備
- イ 地場産業後継者の育成・支援施設等の整備
- ウ NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備
- エ 地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設（産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等）の整備（私立大学等の設置者からの買取りは除く。）

③ 地域の歴史文化資産の活用

④ 一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保

- ア リハビリテーション施設、看護師等養成所（学校教育法第1条で定めるものを除く。）等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備
- イ 地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入
- ウ 集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備

- ⑤ 連携中枢都市圏構想の推進
- ⑥ 定住自立圏構想の推進
- ⑦ 合併の円滑化

(2) 国庫補助事業により整備される下記①から⑤までの事業については対象事業に含まれるものであること。

- ① 地域木材を利用した施設の整備事業
- ② 連携中枢都市圏構想の推進に資する事業（原則として、連携中枢都市圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）
- ③ 定住自立圏構想の推進に資する事業（原則として、定住自立圏構想の推進の観点から優先採択等することとされている国庫補助事業であって、総事業費が1億円以上（医療分野及び公共交通分野においては総事業費1,000万円以上）の事業）
- ④ 無線システム普及支援事業費等補助金による事業（デジタルインフラ整備推進事業（高度無線環境整備推進事業）及び地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業に限る。）
- ⑤ 放送ネットワーク整備支援事業費補助金による事業（ケーブルネットワークの耐災害性強化事業に限る。）

(3) 既存の施設を本事業が目的とする喫緊の政策課題の実現を図るための施設に転用するための増改築等のリニューアル事業で、「地域再生基本方針」（平成17年4月22日閣議決定）に基づく地域再生計画に位置付けられた事業は対象事業に含まれるものであること。

(4) 建築基準法に定める建築物とおおむね一致する施設（いわゆる箱物）の新設事業等については、本事業の目的を達成するために必要不可欠な施設が対象となるものであること。

4 充当率

90%

5 元利償還金に対する交付税措置

30%

防災対策事業債

1 事業の概要・同意等基準

単独事業として行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災基盤の整備事業、災害時に避難拠点となる公共施設又は公用施設の耐震化事業及び自然災害を未然に防止するために行う事業を対象とする。

2 運用要綱

(1) 防災基盤整備事業

① 消防防災施設整備事業

消防防災施設の整備に関する事業で、地域防災計画と整合性を図りつつ行う次の事業

ア 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設） イ 防災資機材等備蓄施設 ウ 拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の拠点となる避難地（災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所（以下「指定緊急避難場所」という。）に指定するものに限る。なお、別途防災対策事業の対象としている施設以外の建築物（建築基準法第2条第1号に定める建築物をいう。）及び建築物と一体不可分に使用される土地を除く。） エ 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源、トイレカー及び可搬式の燃料給油機） オ 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等） カ 避難路・避難階段（避難経路や救急自動車等の進入経路のうち、災害時において特に必要な通路・道路や階段の新設・改良。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。） キ 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設（避難者の安全性向上や災害応急対策の継続のために必要な電源設備等（非常用電源を含む。）や機械施設等の浸水対策（かさ上げ、上層階への移設、止水板・防水扉の設置等）、避難のための屋上階段等の設置、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明の設置及び歩道橋等における防災上必要な柵や手すりの設置。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。） (ア) 指定緊急避難場所及び災害対策基本法に基づく指定避難所（以下「指定避難所」という。） (イ) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設 (ウ) 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。） (エ) 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設 (オ) 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等	ク 指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、入浴設備、洗濯設備、給水設備、空調、断熱性確保、Wi-Fi、衛星通信システム、厨房設備、熱中症対策に係る冷却剤等を保管するための冷凍冷蔵庫、バリアフリー化、防災東屋等・防災コンテナ（指定緊急避難場所に整備するものに限り、安全に屋内避難できる建築物及び当該建築物と一体不可分に使用される土地に整備するものを除く。）、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のために整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。） ケ 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等） コ 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両 サ 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等） シ 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ス 緊急消防援助隊の編成に必要な施設 セ 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置づけられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等） ソ 消防団に整備される施設（消防団活動を行うにあたり必要となる指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等） タ 消防水利施設 チ 初期消火資機材 ツ 消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。） テ 消防本部又は消防署に整備される施設（高規格救急自動車等、消防力の整備指針に基づきそれぞれの車両ごとに算定された数を超えて整備される車両等） ト 消防防災情報通信施設 ナ 実践的訓練設備（模擬消火訓練装置（AFT）及び実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）
---	--

② 浸水想定等区域移転事業

ア 施設の大宗が浸水想定等区域（以下の(ア)及び(イ)に掲げる区域をいう。以下同じ。）内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転を対象とする。

(ア) 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等）の移転

(イ) 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署、出張所及び高機能消防指令センター（以下「消防署所等」という。）の移転

イ 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

(ア) 面積

入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 ㎡）と移転前面積を比較して大きい方

(イ) ㎡当たり単価

526 千円

ウ 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。

エ 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、イで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

オ 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、イで算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。

③ 消防の広域化及び連携・協力関連事業

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成 18 年消防庁告示第 33 号）に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防の広域化事業又は「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について（通知）」（令和 6 年 4 月 1 日付け消防消第 93 号消防庁長官通知）に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する次の事業

ア 広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）

ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。

イ 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

ウ 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

エ 連携・協力実施計画（高機能消防指令センターの整備については、「消防指令センターの共同運用にあたっての留意事項について」（令和 3 年 3 月 22 日付け消防消第 130 号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる事項を記載したものをいう。以下同じ。）に基づき必要となる高機能消防

指令センターの整備

オ 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備

カ 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備

(2) 公共施設等耐震化事業

大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれる公共施設又は公用施設の耐震化（社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。））であり、具体的には以下の事業を対象とする。

① 次のような施設であって、地域防災計画に、その耐震改修を進める必要があるとされた施設

ア 指定緊急避難所及び指定避難所

イ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設

ウ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。）

エ 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設

オ 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等

カ 地震による倒壊の危険性が高い庁舎（Is 値 0.3 未満）であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設

② 原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものである。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とする。

(3) 自然災害防止事業

地域防災計画に掲げられている災害発生時に危険な区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために地方単独事業として行う治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、道路防災、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公園防災、地盤沈下対策又は防雪施設に係る事業を対象とするものであること。

(4) デジタル化関連事業等

(1)に規定する対象事業のうち、次の事業を令和 8 年度地方債充当率に定めるデジタル化関連事業等とする。

① 消防防災情報通信施設のうち防災行政無線整備事業（デジタル方式で整備するものに限る。）

② 広域消防運営計画等に基づき必要となる高機能消防指令センターの増改築（広域消防運営計画等において再配置が必要であると位置付けられた高機能消防指令センターの新築を含む。）

③ 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備

④ 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備

⑤ 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備

(5) 高機能消防指令センターの整備に係る事業

(1)に規定する対象事業のうち、高機能消防指令センター整備に係る事業については、「消防指令システムの標準仕様書等の策定について」（令和 6 年 3 月 27 日付け消防情第 94 号消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室長通知）において示された標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り、防災対策事業の対象とするものであること。なお、令和 5 年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、引き続き防災対策事業の対象とするものであること。

3 充当率 (％)

防災基盤整備事業 (デジタル化関連事業等、浸水想定等区域移転事業)	75 (90)
公共施設等耐震化事業	90
自然災害防止事業	100

4 元利償還金に対する交付税措置 (％)

防災基盤整備事業 (デジタル化関連事業等、浸水想定等区域移転事業)	30 (50)
公共施設等耐震化事業 (※)	50
自然災害防止事業	団体の財政力に応じ 28.5～57

※地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所（Is 値 0.3 未満）であって、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた施設の耐震改修事業の場合は、元利償還金の 3 分の 2 に相当する額

旧合併特例事業債

1 同意等基準

市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「旧法」という。）の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 10 号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「現行法」という。）の下で都道府県の構想に位置づけられた市町村（以下「構想対象市町村」という。）が行う合併市町村基本計画に基づく事業又は平成 22 年 3 月 31 日までに合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業を対象とする。

2 運用要綱

- (1) 旧合併特例事業については、従前の合併特例事業と同一の取扱いとするものであること。
- (2) 公共的施設の統合整備事業として既存施設の除却を行う場合には、当該除却については、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるものであること。

3 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

対 象 事 業	充 当 率	交付税措置
【旧法分】 (1) 旧市町村合併特例事業（合併後の市町村事業） ① 市町村建設計画に基づく特に必要な事業 ② 上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助 ③ 市町村振興のための基金造成	95 （地方公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金等にあっては 100）	70
(2) 旧市町村合併推進事業 都道府県等が行う交通基盤の整備事業	90	50
【現行法（改正前※）分】 (2) 旧市町村合併推進事業 ① 市町村事業 - ア 構想対象市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル（街路、農道、林道等を含む。）の整備事業 - イ 構想対象市町村相互間の電算システム統合整備、地域イントラネット整備事業 - ウ 本庁舎等、消防庁舎及び消防防災施設の整備事業 - エ 火葬場・斎場の整備事業 - オ 保育所・子育て支援施設等の整備事業 - カ 既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備 ② 都道府県事業 都道府県等が行う交通基盤の整備事業	90	40 （既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって市町村合併による行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業については 50）

※ 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 10 号）による改正前のことをいう。

緊急防災・減災事業債

1 事業の概要・同意等基準

防災基盤の整備事業並びに公共施設及び公用施設の耐震化事業で、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業等を対象とする。

2 運用要綱

(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

① 消防団拠点施設等（災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設） ② 防災資機材等備蓄施設 ③ 拠点避難地（夜間照明や備蓄倉庫等を併設した大規模災害発生時の拠点となる避難地（指定緊急避難場所に指定するものに限る。なお、別途緊急防災・減災事業の対象としている施設以外の建築物及び建築物と一体不可分に使用される土地を除く。） ④ 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（非常用電源、トイレカー及び可搬式の燃料給油機） ⑤ 緊急時に避難又は退避するための施設（津波避難タワー、活動火山対策避難施設等） ⑥ 避難路・避難階段（避難経路や救急自動車等の進入経路のうち、災害時において特に必要な通路・道路や階段の新設・改良。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。） ⑦ 次の公共施設又は公用施設において、防災機能を強化するための施設（避難者の安全性向上や災害応急対策の継続のために必要な電源設備等（非常用電源を含む。）や機械施設等の浸水対策（かさ上げ、上層階への移設、止水板・防水扉の設置等）、避難のための屋上階段等の設置、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明の設置及び歩道橋等における防災上必要な柵や手すりの設置。社会福祉法人が整備する社会福祉施設及び学校法人が整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。） ア 指定緊急避難場所及び指定避難所 イ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設 ウ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路及び歩道橋等の交通安全施設を含む。） エ 災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉事業の用に供する公共施設 オ 災害時に要配慮者対策が必要となる幼稚園等	⑧ 指定緊急避難場所及び指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設（トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、入浴設備、洗濯設備、給水設備、空調、断熱性確保、Wi-Fi、衛星通信システム、厨房設備、熱中症対策に係る冷却剤等を保管するための冷凍冷蔵庫、バリアフリー化、防災東屋等・防災コンテナ（指定緊急避難場所に整備するものに限る、安全に屋内避難できる建築物及び当該建築物と一体不可分に使用される土地に整備するものを除く。）、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、要配慮者を滞在させるための居室等。社会福祉法人が避難者のための整備する社会福祉施設及び学校法人が避難者のために整備する学校施設に係るものを含む。（地方公共団体の補助金を限度とする。） ⑨ 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設（地域防災計画等に位置付けられる災害対策本部員室、災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）（危機管理担当執務室を含む。）、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等） ⑩ 応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両 ⑪ 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所における感染症対策に係る施設（仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資器材・資機材用備蓄倉庫等） ⑫ 緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ⑬ 緊急消防援助隊の編成に必要な施設のうち、緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ⑭ 緊急消防援助隊受援計画に宿営場所として位置づけられた消防本部、消防署、出張所及び消防学校における女性専用施設（浴室、トイレ、仮眠室、更衣室、洗面所等） ⑮ 消防団に整備される施設（消防団活動を行うにあたり必要となる、指揮広報車、消防ポンプ自動車、消防団情報伝達システム等）のうち、消防団の機能強化を図るための施設・設備（消防団車両の増強、初期消火資機材の増強や救助活動等を行うために必要な車両の整備、ドローンの整備、避難誘導を行う消防団の情報伝達手段の整備等） ⑯ 消防水利施設 ⑰ 初期消火資機材 ⑱ 消防本部又は防災部局に整備される災害対応ドローン（水中ドローン及び物資輸送用ドローンを含む。）
---	--

(2) 大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築

① 消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新 ② 防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化 ③ 全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の整備及び情報伝達手段の多重化 ④ 防災情報システムなど大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設の整備 ⑤ 「地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の一体的な整備の推進について」（令和3年1月22日付け消防情第30号消防庁国民保護・防災部防災情報室長通知）に基づき、都道府県が実施する以下のアからウまでの要件の全てを満たす、都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信シス	テムに係る整備事業等（同衛星通信システム整備事業に対する市町村が実施する追加的整備事業及び負担金を含む。） ア 災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること イ 災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること ウ 被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること ⑥ 災害時に災害対策の拠点となる公用施設における、災害時にインターネットに接続するための衛星通信システムの整備 ⑦ 災害時オペレーションシステム
--	--

(3) 浸水想定等区域移転事業

- ① 施設の大宗が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設又は公用施設の移転を対象とする。
 - ア 施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定され、災害時に災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設、災害時に要配慮者対策が必要となる公共施設（社会福祉事業の用に供する公共施設及び幼稚園等）の移転
 - イ 施設の大宗が洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の区域内にある消防署所等の移転
 - ② 庁舎については、原則として次に定める面積及び㎡当たり単価に基づき算定した額を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。
 - ア 面積
入居職員数×職員一人当たり面積（35.3 ㎡）と移転前面積を比較して大きい方
 - イ ㎡当たり単価
526 千円
 - ③ 庁舎以外の公共施設又は公用施設の移転については、原則として移転前の延床面積を上限とするものであること。
 - ④ 用地については、移転前の用地面積を上限とするものであること（庁舎の用地費については、②で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。
 - ⑤ 地理的な制約のため浸水想定等区域内において建替えを行う場合のかさ上げに要する経費等も対象となるものであること（庁舎のかさ上げに要する経費等については、②で算定した起債対象事業費とは別に対象となるものであること。）。
- (4) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」に基づき、広域化したもの又は広域化の期限までに広域化するもの（消防広域化重点地域に指定されたものに限る。）が実施する消防の広域化事業又は「市町村の消防の連携・協力の基本指針の一部改正について」に基づき、消防の連携・協力を行うものが実施する消防の連携・協力に関する次の事業
- ① 広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）
ただし、広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置付けられたものは、新築についても対象とするものであること。
 - ② 広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備
 - ③ 広域消防運営計画等に基づき統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築
 - ④ 連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの整備
 - ⑤ 連携・協力実施計画に基づき必要となる訓練施設の整備
 - ⑥ 連携・協力実施計画に基づき必要となる消防用車両等の整備（「消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備の実施にあたっての留意事項」（令和4年3月31日付け消防消第102号消防庁消防・救急課長通知）に掲げる消防用車両等に限る。）
- (5) 大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設又は公用施設の耐震化（具体的事業については、防災対策事業債2(2)公共施設耐震化事業と同様）。なお、原則として耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を対象とするものであること。ただし、消防署所等については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについて対象とするものであること。

- (6) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業に限る。）及び奄美群島振興交付金を受けて実施する(1)から(5)までの事業
- (7) 上記(1)から(5)で対象としている事業のうち、高機能消防指令センターの整備に係る事業については、標準仕様書に基づく消防指令システムの整備を伴うものに限り対象。なお、令和5年度までに基本設計が完了した消防指令システムの整備を伴うものについては、引き続き緊急防災・減災事業の対象。
- (8) 上記(1)⑧及び(2)（⑤を除く。）で対象としている事業のうち、地財法第33条の5の14に規定する地方単独事業であれば、緊急防災・減災事業債の対象。

3 充当率

100%

4 元利償還金に対する交付税措置

70%

公共施設等適正管理推進事業債

1 事業の概要

公共施設等の老朽化対策が課題となる中で、財政負担の軽減・平準化に向けた集約化・複合化と併せて長寿命化等の推進が必要となっていること、コンパクトシティ形成に向けて省庁横断的な対応が求められていること、熊本地震の被害状況を踏まえ庁舎機能の確保等の必要性が高まっていること、歴史的低金利など地方債の市場環境等を踏まえ、公共施設等の適正管理の取組を推進するため、平成 29 年度より、従来の公共施設最適化事業債等を再編、拡充し創設された事業債である。

2 同意等基準

公共施設等総合管理計画（「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号）」に基づき策定する計画をいう。以下同じ。）に基づいて行われる公共施設等における以下の地方単独事業等を公共施設等適正管理推進事業の対象とするものとする。

- (1) 集約化・複合化事業
- (2) 長寿命化事業
- (3) 転用事業
- (4) 立地適正化事業
- (5) ユニバーサルデザイン化事業
- (6) 除却事業

※ 市町村役場機能緊急保全事業については、令和 2 年度までに実施設計に着手した事業のみを対象とする。

3 運用要綱

(1) 集約化・複合化事業

① 集約化・複合化施設整備事業

ア 集約化・複合化を行おうとする施設に係る個別施設計画（当該地方公共団体における公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた事業であって、建築物にあつては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあつては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。

イ 集約化又は複合化による統合前の施設の廃止が、統合後の施設の供用開始から 5 年（都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）に基づく場合は 10 年）以内に行われるものを対象とするものであること。

ウ 公用施設、公営住宅その他の公的賃貸住宅（地方債同意等基準運用要綱第一の二の 1 の(一)の(3)アに定めるものをいう。）（以下「公営住宅等」という。）、公営企業施設及びインフラ施設等（以下「公用等施設」という。）を整備する事業は、対象とならないものであること。

エ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業（集約化・複合化する施設を有しない地方公共団体が事業の実施主体となる場合を含む。）についても、当該事業が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項に規定する連携協約や協定等（以下「連携協約等」という。）に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。

オ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。

② 集約化・複合化等に伴う除却事業

ア 集約化・複合化又は機能廃止（集約化・複合化又は建替えを行わずに施設の機能を廃止するものをいう。）（以下「集約化・複合化等」という。）に伴い施設の除却（地財法第 33 条の 5 の 8 に規定する公共施設等の除却をいう。以下同じ。）を行うものであって、当該施設に係る個別

施設計画に位置付けられた事業であること。ただし、既存建物を撤去しなければ、施設の新増築ができない場合等新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、地方債同意等基準運用要綱第一の一の2(4)によるものであること。

イ 集約化・複合化(統合後の施設の整備を行うものに限る。)に伴う除却である場合においては、統合後の施設について、建築物にあっては全体として延床面積が減少するもの、非建築物にあっては全体として維持管理経費等が減少すると認められるものであること。

ウ 集約化・複合化(統合後の施設の整備を行うものに限る。)に伴う除却である場合においては、集約化・複合化による統合前の施設の廃止が、集約化・複合化による統合後の施設の供用開始から5年(立地適正化計画に基づき施設の集約化・複合化を行う場合にあっては10年)以内に行われるものを対象とし、機能統合(集約化・複合化であって統合後の施設の整備を行わないものをいう。)又は機能廃止に伴う除却である場合においては、除却対象である既存施設の除却が、当該施設の供用廃止から5年以内に行われるものを対象とするものであること。ただし、令和6年度以前(公営住宅等にあっては令和7年度以前)に実施した集約化・複合化等に伴い施設の除却を行う事業については、この期間に関わらず、対象となるものであること。

エ 公用施設、公営企業施設及びインフラ施設等を除却する事業は、対象とならないものであること。

オ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化・複合化に伴う施設の除却を行う事業についても、当該事業が連携協約等に基づいて行われる場合には、対象となるものであること。

カ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれるものであること。

(2) 長寿命化事業

① 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物並びに道路、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、林道、漁港施設、農業水利施設、農道及び地すべり防止施設(③において「道路等」という。)に係る長寿命化事業を対象とするものであること。

② 公共用の建築物については、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一に掲げる耐用年数をいう。)を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業を対象とするものであること。

③ 道路等については、インフラ長寿命化計画(「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)に基づき、所管省庁が策定することとされている計画をいう。)等を踏まえて実施される改修事業を対象とするものであること。

④ 公用施設、公営住宅等及び公営企業施設等の改修事業は、対象とならないものであること。

⑤ 改修前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

(3) 転用事業

① 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業を対象とするものであること。

② 転用後の施設が公用等施設である事業は、対象とならないものであること。

③ 転用前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

(4) 立地適正化事業

① 立地適正化計画に基づく事業であって、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に規定する居住誘導区域又は同項第3号に規定する都市機能誘導区域で実施することが補助率かさ上げ等の要件となっている国庫補助事業を補完する事業(③において「補完事業」という。)及び当該国庫補助事業と一体的に実施される事業を対象とするものであること。

- ② 公用等施設を整備する事業は、対象とならないものであること。
- ③ 補完事業については、対象となる事業について、事業実施前の施設の面積を上限として、起債対象事業費を算出するものであること。

(5) ユニバーサルデザイン化事業

- ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に基づくバリアフリー改修事業であり、具体的には次の事業を対象とするものであること。

ア バリアフリー法第 25 条に規定する移動等円滑化基本構想に基づく事業

イ バリアフリー法第 10 条に規定する道路移動等円滑化基準、第 13 条に規定する都市公園移動等円滑化基準及び第 14 条に規定する建築物移動等円滑化基準等に適合させるための改修事業

- ② ①以外のユニバーサルデザイン化のための改修事業（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議）におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえて実施される改修事業）についても対象とするものであること。

- ③ ①イ及び②については、個別施設計画又はユニバーサルデザイン化を推進するために策定する計画に位置付けられている事業であること。

- ④ 公営住宅等及び公営企業施設等を整備する事業は、対象とならないものであること。

(6) 除却事業

地方財政法第 33 条の 5 の 8 に規定する公共施設等の除却を行う事業を対象とするものであること。

4 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

対 象 事 業	充 当 率	交付税措置
(1) 集約化・複合化事業 ① 集約化・複合化施設整備事業 ② 集約化・複合化等に伴う除却事業	90	50 (②は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格分を控除した額を対象)
(2) 長寿命化事業 (3) 転用事業 (4) 立地適正化事業 (5) ユニバーサルデザイン化事業		30 〔財政力に応じて 30～50 (※)〕
(6) 除却事業	90	なし
参考：市町村役場機能緊急保全事業	90 (交付税措置対象分 75)	交付税措置対象分の 30

(※) 財政力指数と交付税措置 (%)

財政力指数	交付税措置
0.8 以上	30
0.4 以上 0.8 未満	財政力に応じて 30～50
0.4 未満	50

緊急自然災害防止対策事業債

1 事業の概要・同意等基準

地方単独事業として、緊急に自然災害を防止するために行う事業を対象としている。

2 運用要綱

緊急自然災害防止対策事業については、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災（防災重点農業用ため池（防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第2条第2項に規定するもの）の防災工事を含む。）、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災（農道橋梁の改修を含む。）、林道防災（林道橋梁の改修を含む。）、都市公園防災、下水道（fに定める事業に限る。）及び道路防災（gに定める事業に限る。）及び橋梁の除却に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業を対象とすること。

ただし、流域治水プロジェクト（「流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年6月10日付け国水河計第17号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）及び「二級水系における流域治水プロジェクトの推進について」（令和2年10月27日付け国水河計第39号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長通知）に基づき策定されるものをいう。以下同じ。）又は流域治水計画（流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画。以下同じ。）に基づき行う事業でaからfに掲げるもの及び道路防災に係る事業に限り、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

- a 流域に関する対策（防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設・情報基盤の整備）等）
- b 準用河川に係る河川改修
- c 農業水利防災（ため池・機場・水路等。安全対策施設を含む。）、湛水防除（排水機場・排水樋門・遊水池等貯留施設・排水路・堤防・排水管理に必要な施設等）、地盤沈下対策（農業用排水施設等）（原則、公共事業の要件を満たす事業を除く。）
- d 林道防災のうち林業・木材産業成長化促進対策の路網の機能強化の要件を満たす事業
- e 都市公園防災（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業における豪雨対策の要件を満たす事業）
- f 下水道（雨水公共下水道事業、都市下水路事業及び公共下水道事業（公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するもの）については、浸水対策のうち、流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき行う、ポンプ施設（雨水に係るものに限る。）、樋門・樋管、雨水貯留浸透施設の整備事業に係る一般会計から公営企業会計に繰り出した経費に限る。））
- g 道路防災のうち防災・減災、第1次国土強靱化実施中期計画と連携して実施される以下の事業
 - (a) 道路の法面・盛土の土砂災害防止対策（落石防止柵・植生工・モルタル吹付工・排水工・土留工・法枠工等）
 - (b) 道路施設（小規模構造物等）の予防保全のための対策（防雪柵、側溝・暗渠管、機械設備、小型擁壁等の対策、舗装の表層（積雪寒冷特別地域における凍上災害の予防・拡大防止対策については表層、基層及び路盤）に係る対策等）
 - (c) 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策（橋梁・道路の洗掘・流失対策）
 - (d) 道路における無停電設備等に関する対策（機械設備の整備、道路照明のLED化等）
 - (e) 道路の雪寒対策（防雪施設・消融雪施設・除雪機械等の整備等）

3 充当率

100%

4 元利償還金に対する交付税措置

70%

緊急浚渫推進事業債

1 事業の概要・同意等基準

地方単独事業として緊急に行うしゅんせつ及び樹木伐採に係る事業を対象としている。

2 運用要綱

地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川、ダム、砂防設備、治山事業により設置された施設及び農業用ため池並びに地方債に関する省令附則第 2 条の 11 に規定する農業用排水路等において、地財法第 33 条の 5 の 11 に規定する計画において緊急に行うべき事業として位置付けられたしゅんせつ及び樹木の伐採に係る地方単独事業を対象とするものとする。

3 充当率

100%

4 元利償還金に対する交付税措置

70%

脱炭素化推進事業債

1 事業の概要・同意等基準

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画（同条第 2 項に掲げる事項について定める計画。）に基づいて行われる脱炭素化のための地方単独事業を対象とする。

2 運用要綱

(1) 再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等）並びに再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管及び EMS（エネルギーマネジメントシステム）等の整備に関する事業（地域外での消費を主たる目的とする場合を除く。）（売電を主たる目的とする場合には、事業費の 2 分の 1 の額を限度とする。）

(2) 地財法第 5 条第 5 号に規定する法人又は公営企業が実施する(1)に掲げる設備の整備に関する事業（地域内での消費を主たる目的とする場合に限り、地方公共団体の補助金若しくは一般会計から公営企業会計に繰り出した経費又は事業費の 2 分の 1 のいずれか少ない額を限度とする。）

(3) 公共施設若しくは公用施設を地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）に定める ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）基準相当に適合させるための改修又は ZEB 基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

a 空気調和設備その他の機械換気設備	e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備 （売電を主たる目的とする場合を除く。）
b 照明設備	f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）
c 給湯設備	
d 昇降機	

(4) 公共施設又は公用施設を省エネルギー基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

a 空気調和設備その他の機械換気設備	e コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）
b 照明設備	f BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）
c 給湯設備	
d 昇降機	

(5) 公共施設又は公用施設にエネルギー起源二酸化炭素の排出削減等の効果が見込まれる設備を導入するための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業

a 空気調和設備（一定の二酸化炭素の排出削減効果が見込まれるものに限る。）
b 全熱交換器（熱交換率が高く、換気量を確保できるものに限る。）
c 給湯設備（一定の二酸化炭素の排出削減効果が見込まれるものに限る。）
d コージェネレーション設備（売電を主たる目的とする場合を除く。）

(6) 公共施設又は公用施設への LED 照明の導入のための改修事業

(7) 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車に限る。）及び主として公用車に充電を行うための充電設備（公共施設又は公用施設への給電が可能な充放電設備を含む。）の整備に関する事業

3 充当率及び元利償還金に対する交付税措置

(%)

対象事業	充当率	交付税措置
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設の ZEB 化	90	50
省エネルギー改修 (建物全体) LED 照明の導入		財政力に応じて 30～50
省エネルギー改修 (個別設備) 公用车における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV、HV)		30

※ 公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業（小水力発電（水道事業等）やバイオガス発電、リン回収（下水道事業）、電動バス（EV、FCV、PHEV、HV）の導入（バス事業）等）についても措置

こども・子育て支援事業債

1 事業の概要・同意等基準

こども・子育て支援事業については、こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項又は第2項に規定する都道府県こども計画又は市町村こども計画に基づいて行われる地方単独事業（機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。）を対象とするものとする。

2 運用要綱

こども・子育て支援事業については、次に掲げる事業を対象とするものであること（社会福祉法人、学校法人等の公共的団体が実施する事業を含む（地方公共団体の補助金を限度とする。）。）。。

なお、単独事業及び国庫補助事業に併せて実施する単独事業を対象とし、国庫補助事業の補助単価を上回った部分の単独事業（継ぎ足し単独事業）は対象とならないものであること。

また、公共施設の新築・増築・改築又は公用施設の増築・改築に係る事業である場合には、公共施設等総合管理計画に定める計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標等と整合性を図りつつ行うものであること。

- (1) 公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業（子育て相談室、あそびの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、子育て親子の交流の場等（以下「子育て相談室等」という。）の設置）
- (2) こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業（子育て相談室等の設置）
- (3) 子育て関連施設（保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園等）における環境改善事業（空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等）
- (4) 認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備

3 充当率

90%

4 元利償還金に対する交付税措置

(%)

対象事業	交付税措置
公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業	50
こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業	30
子育て関連施設における環境改善事業	50
認定こども園の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の改修事業	30
認定こども園の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の新築、増築又は改築事業	30

デジタル活用推進事業債

1 事業の概要・同意等基準

デジタル活用推進事業については、地財法第 33 条の 5 の 14 に規定する計画に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等を対象としている。

2 運用要綱

(1) デジタル活用推進計画に基づいて行われる次に掲げる事業であること

① 地方単独事業であって、地方債に関する省令（以下「省令」という。）附則第 2 条の 16 各号に掲げるもの（第 3 号の事業については、「地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の実行性の確保にあたっての留意事項について」（令和 8 年 4 月 1 日付け総行サ第 16 号総務省自治行政局住民制度課サイバーセキュリティ対策室長通知）に掲げるものに限る。）並びに同条第 5 号イ及びロに掲げる情報通信機器を利用するために必要な公共施設内の LAN 整備に係るもの

② 次に掲げる国庫補助事業として実施するもの

(ア) 公立学校情報機器整備費補助金による事業（公立学校情報機器購入事業に限る。）

(イ) 地域未来交付金デジタル実装型による事業のうち省令附則第 2 条の 16 各号に掲げるもの

(2) 上記(1)に掲げる事業は、次に掲げるところによるものであること

① 情報システムについては、総務省が策定する自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に示された「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入されるもの

② デジタル活用推進計画に位置付ける事業単位を一件として、一件の事業費が100万円以上のもの

(3) 資金は民間等資金とし、償還年限は原則として 5 年以内とすること。

3 充当率

90%

4 元利償還金に対する交付税措置

50%（国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く）

辺地対策事業債

1 事業の概要・同意等基準

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和 37 年法律第 88 号。以下「辺地法」という。）に基づき、辺地を包括する市町村が、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業を対象とする。

2 対象事業

(1) 辺地法に定める施設等

① 電灯用電気供給施設	④ 診療施設
② 道路及び渡船施設	⑤ 飲用水供給施設
③ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎	⑥ 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

(2) 辺地法施行令に定める施設等

① 電気通信に関する施設	⑪ 消防施設（庁舎を除く。）
② 農道及び林道（常時公共の用に供するものに限る。）	⑫ 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）
③ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及びその他の職員のための住宅	⑬ 除雪機械
④ 学校給食の実施に必要な施設及び設備	⑭ 農林漁家の生活の改善を普及し、又は産業教育の拡充、保健福祉の増進等に資するための総合的な施設
⑤ 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設	⑮ 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設のうち、共同利用施設その他の施設（共同利用施設及び地方公共団体又は農業協同組合その他の公共的団体が設置する施設（共同利用設置を除く。））
⑥ 公民館その他の集会施設	⑯ 地場産業の振興に資する施設のうち、生産施設、加工施設、流通販売施設その他の施設（生産施設、加工施設、流通販売施設、技能修得施設、試験研究施設）
⑦ 保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館	⑰ 観光又はレクリエーションに関する施設
⑧ 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設	
⑨ こども家庭センター	
⑩ 下水処理のための施設	

3 充当率

100%（公営企業債の対象となる施設は 50%）

4 元利償還金に対する交付税措置

80%

過疎対策事業債

1 事業の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条の規定により公示された市町村が、過疎法第8条第1項の規定により策定する過疎地域持続的発展市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づき実施する事業を対象とする。

2 同意等基準

過疎地域の市町村が、過疎法第8条第1項の規定による市町村計画に基づいて行う同法第14条第1項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第2項に定める事業を対象とする。

3 対象事業

- (1) 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道
- (2) 漁港及び港湾
- (3) 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの
- (4) 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所
- (5) 観光又はレクリエーションに関する施設
- (6) 電気通信に関する施設
- (7) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- (8) 下水処理のための施設
- (9) 一般廃棄物処理のための施設
- (10) 火葬場
- (11) 公民館その他の集会施設
- (12) 消防施設（庁舎を除く。）
- (13) 保育所及び児童館
- (14) 認定こども園
- (15) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設
- (16) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- (17) 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）
- (18) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (19) 市町村立の専修学校及び各種学校
- (20) 図書館
- (21) 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- (22) 地域文化の振興等を図るための施設
- (23) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令第46条第4号及び第5号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。）
 - ① 太陽光を電気に変換するための施設又は設備

- ② 風力を発電に利用するための施設又は設備
- ③ 水力を発電に利用するための施設又は設備
- ④ 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑤ 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑥ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（④・⑤に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑦ バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成 21 年政令第 222 号）第 4 条第 7 号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
- ⑧ バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備
- (24) 集落と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。(25)において同じ。)
- (25) 産業の振興に資する施設と集落又は公共施設とを結ぶ市町村が管理する都道府県道
- (26) 林業用として継続的な使用に供される作業路
- (27) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための施設
- (28) 商店街振興のために必要な共同利用施設
- (29) 住民の交通の便に供するための自動車（雪上車を含む。）及び渡船施設
- (30) 除雪機械
- (31) 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設（平成 19 年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの）
- (32) 市町村保健センター及びこども家庭センター
- (33) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備
- (34) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は教員のための住宅
- (35) 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（当該事業の実施のために地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定により設けられる基金の積立てを含み、出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）

4 充当率

100%（公営企業債の対象となる施設は 50%、集落再編整備のための住宅は 75%）

5 元利償還金に対する交付税措置

70%

水道事業債

1 事業の概要

(1) 上水道事業

上水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とするものであり、国民の生活水準の向上、社会経済の進展とともに発展を遂げてきたところである。

(2) 簡易水道事業

簡易水道事業は、水道法第3条第3項に規定する給水人口 5,000 人以下の水道事業であり、主として農山漁村地域において敷設され、水道未普及地域の解消に大きな役割を果たしている。

2 同意等基準

水道事業については、上水道及び簡易水道に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするものとする。

3 運用要綱

(1) 水道事業については、水道法上の事業認可に基づき、上水道事業分と簡易水道事業分を明確に区分するものであること。

また、簡易水道事業分については、特別会計を設置している飲料水供給施設の整備事業及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も対象とするものであること。

(2) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後 15 年以内の給水区域における施設に係る利子であって次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×(0.6－1日平均配水量÷現在配水能力)

(3) 準建設改良費のうち「資本費平準化債」については、総括原価主義に基づき適正な料金水準を設定している事業を対象とするものであること。

4 充当率

100%

5 元利償還金に対する交付税措置

(1) 上水道事業

① 水源開発又は広域化対策のための一般会計からの繰出金（国庫補助基本額の 1/3 に相当する企業債元利償還金）の 0.5 及び水源開発に係る一般会計出資債の元利償還金の 0.5 を普通交付税により措置。

② 水道広域化推進事業に係る一般会計出資債の元利償還金の 0.6 を普通交付税により措置。

③ 上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に係る一般会計出資債の元利償還金の 0.5 を普通交付税により措置。

④ 旧簡易水道施設の建設改良に係る水道事業債の元利償還金の 0.5 を一般会計から繰り出すこととし、当該繰出額の 0.5 を特別交付税措置。

(2) 簡易水道事業

簡易水道の建設改良に係る元利償還金の 0.55 について、一般会計から繰り出すこととし、当該繰出額について地方交付税措置。

病院事業債

1 事業の概要

地方公共団体は、一般医療はもちろん、民間医療機関には期待しがたい離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に当たっており、地域住民の医療の確保・充実のために重要な役割を果たしている。このような地域医療を確保・充実するために地方公共団体が設置する医療施設、これらの附帯施設、医療機器の整備事業、医師、看護師等の宿舍の整備事業、経営改善に取り組む事業に係る資金不足額等を起債の対象としている。

2 同意等基準

病院事業については、病院、診療所その他の医療施設、職員宿舍及び看護師宿舍の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等、用途廃止施設の処分等に要する経費並びに経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額又は流動負債の額が流動資産の額を上回る額（以下「資金不足額等」という。）を対象とするものとする。

経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額等については、当該取組により収支改善が見込まれる額の範囲内を対象とするものとする。

3 運用要綱

- (1) 病院事業は、一般会計により経理されている病院、診療所等（以下「一般行政病院等」という。）の建設改良費等及び一般行政病院等の医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等も対象とするものであること。
- (2) 建設改良費等には、建設改良費等に対する他会計繰入金の繰入りに相当する額で、他会計繰入金繰り入れられるまでの間の資金手当に要する額を含むものであること。
- (3) 病院事業に対する他会計出資金は、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日付け総財準第74号総務省自治財政局準公営企業室長通知）に定めるところにより対象とするものであること。
- (4) 同意等基準に掲げる「当該取組により収支改善が見込まれる額」の取扱いについては、次のとおりとすること。
 - a 経営改善の取組による効果が長期に及ぶものを基本とすることとし、その効果により見込まれる額に対して、それぞれの取組の効果が継続する年数（5年を限度とする。）を乗じて得た額が同意等可能額となるものであること。
 - b 対象となる取組については、経営改善実行計画に位置付けられたものであること。

なお、経営改善実行計画に基づいて経営改善に取り組む事業に係る資金不足額等に係る地方債の具体的な取扱いについては、「病院事業債（経営改善推進事業）の取扱いについて」（令和7年4月1日付け総財準第62号総務省自治財政局準公営企業室長通知）によること。また、資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。
- (5) 不採算地区病院、へき地医療拠点病院、救急告示病院、小児医療又は小児救急医療提供体制の整備費等を対象とした病院事業債に係る資金については、公的資金を優先的に充当するものとする。
- (6) 地方独立行政法人への貸付金に係る病院事業債の資金については、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金であること。

4 充当率

100%

5 元利償還金に対する交付税措置

元利償還金 $\times 1/2 \times 0.5$ （ただし、「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（令和4年4月1日総財準第74号）第2・1(1)に定める機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費に対して病院事業債（特別分）を充当する場合は、元利償還金 $\times 2/3 \times 0.6$ ）について普通交付税措置を行う。

なお、施設整備費に係る病院事業債（特別分を含む。）については、令和7年度以降の同意・許可債は建物の建築単価が1㎡当たり85万円（令和6年度の同意・許可債は59万円、令和5年度の同意・許可債は52万円、令和4年度の同意・許可債は47万円、令和3年度の同意・許可債は40万円、平成26年度から令和2年度までの同意・許可債は36万円、平成25年度までの同意・許可債は30万円）以下の部分に相当する額に係る元利償還金について、普通交付税措置を行う。

また、一般行政病院等に係る病院事業債の元利償還金について、普通交付税措置は行わない。

介護サービス事業債

1 事業の概要

平成 12 年 4 月より、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みとして、また給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として介護保険制度が導入された。介護保険制度は給付と負担の関係が明確な社会保険方式が採用されており、介護サービスに要する経費は介護報酬により賄われることとなっている。

一方、介護サービスは、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、民間を含む多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないとされているが、地域における民間事業者の参入状況によっては地方公共団体が介護サービスを行わざるを得ないところもある。このため、平成 13 年度から、地方公共団体等が行う介護サービスにつき、その施設等の整備事業についての事業区分を公営企業債として設けているところである。

2 同意等基準

介護サービス事業については、介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護ステーション及び職員宿舎の建設改良費等、介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とすること。

3 運用要綱

本事業の対象とならない施設との複合施設の共用部分に係る起債対象事業費については、それぞれの面積により按分して算出するものであること。

4 充当率

100%

5 元利償還金に対する交付税措置

なし

下水道事業債

1 事業の概要

汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業である。

下水道事業は、国土交通省所管の下水道法における「公共下水道」、「流域下水道」、「都市下水路」の3種類と、下水道に類似するものとして、農林水産省所管の「農業集落排水事業」や環境省所管の「合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設）」、単独事業として「小規模集合排水処理施設」、「個別排水処理施設」などの汚水処理施設がある。

2 同意等基準

下水道事業については、公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。

3 運用要綱

- (1) 都市再生特別措置法第47条第2項に規定する交付金、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第7条第2項に規定する交付金又は広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第19条第2項に規定する交付金を充てて行う施設の整備事業の起債対象事業費は、交付金対象事業費から、その2分の1を控除した額の範囲内とするものであること。
- (2) 流域下水道及び過疎法第17条第1項の規定により公共下水道の設置を都道府県が行う場合において、都道府県の地方負担額又は起債対象事業費の一部を市町村に負担させている場合における市町村の当該一部の額については、市町村の地方負担額又は起債対象事業費とするものであること。
- (3) 流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に係る下水道事業債の一部（下水道法第2条第4号イによる流域下水道については、補助事業にあつては地方負担額のうち40%に相当する額、単独事業にあつては起債対象事業費のうち10%の額、小規模集合排水処理施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業については、起債対象事業費のうち30%の額に相当する部分）については、当該年度における一般会計からの繰出しに代えて、下水道事業債（臨時措置分）の対象とするものであること。
- (4) 平成17年度までに発行を許可された公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）に係る下水道事業債の当該年度の元利償還金の7割の額から、当該元利償還金に対し、当該事業の整備手法に応じた次に掲げる割合を乗じて得た額を差し引いた額については、下水道事業債（特別措置分）の対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

① 合流式下水道 6割

② 分流式下水道 次に掲げる処理区域内人口密度（人／ha）に応じた割合

a 25 未満 7割

b 25 以上 50 未満 6割

c 50 以上 75 未満 5割

d 75 以上 100 未満 4割

e 100 以上 3割

- (5) 準建設改良費のうち「建設中の施設に係る地方債の元金償還金」及び「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」の額は、汚水処理施設に係るもの（流域下水道における建設費負担分を含む。）の額であること。

この場合における「汚水処理施設」の取扱いについては、「公共下水道事業繰出基準の運用について」（昭和 56 年 6 月 5 日付け自治準企第 153 号）によること。

- (6) 準建設改良費のうち「供用開始後の施設のうち未利用のもの若しくは当該施設の利用率が著しく低いものに係る地方債の利子」については、供用開始後（法適用企業については建設仮勘定から本勘定へ振替後。以下同じ。）15 年以内又は下水道法第 4 条による直近の事業計画の変更後 15 年以内（流域下水道については供用開始後 5 年以内又は下水道法第 25 条の 23 による直近の事業計画の変更後 5 年以内）の処理区における施設に係る利子（流域下水道における建設費負担分に係る利子償還金を含む。）であって、次により算定される額を対象とするものであること。また、資金については、民間等資金であること。

当該年度の利子×（1－1 日平均汚水流入量÷現在汚水流入能力）※処理区（処理分区を含む。）ごとに算定

- (7) 準建設改良費のうち令和 8 年度までの間における大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱（令和 7 年 3 月 18 日付け国水下第 52 号）に規定する下水道管路の緊急調査（以下「緊急調査」という。）に要する経費に係る地方債の具体的な取扱いについては、「下水道事業債（大規模下水道管路特別重点調査事業）の取扱いについて」（令和 8 年 4 月 1 日付け総財準第 56 号総務省自治財政局準公営企業室長通知）によること。また、資金については、民間等資金であること。
- (8) 準建設改良費のうち令和 12 年までの間における緊急調査の結果に基づき対策が必要とされた大規模下水道管路の修繕に要する経費に係る地方債（下水道事業債（大規模下水道管路修繕分））の償還年限は、原則として 10 年以内とすること。
- (9) 広域化・共同化に伴い必要となる施設等の整備費を対象とした下水道事業債に係る資金については、公的資金を優先的に配分すること。
- (10) 雨水処理に必要となる施設の整備を対象とした下水道事業債に係る資金については、財政融資金を優先的に配分すること。

4 充当率

100%

5 起債対象とならない事業

- (1) 公共下水道のうち、昭和 46 年度以降に着工した新市街地に係る単独事業
- (2) 特定公共下水道の単独事業
- (3) 各戸排水管

6 元利償還金に対する交付税措置

下水道事業に充てた地方債（広域化・共同化分を除く。）の元利償還金について、その 44%（公共下水道（分流式）については 16～44%、公共下水道（合流式）については 37%）が普通交付税（事業費補正分）で措置される。ただし、単独用地費、下水道展示施設の設置費、復興交付金を受けて施行する復興事業に係る元利償還金については、交付税措置しない。

・ 広域化・共同化分

広域化施設整備計画に基づく施設の整備について、下水道事業債（広域化・共同化分）を充当するとともに、元利償還金の 28～56%（事業費補正分）について交付税措置。公共下水道等（流域下水道を除く。）を流域下水道へ接続する場合は、元利償還金の 35～63%（事業費補正分）について交付税措置。

- ・ 流域下水道事業

40%（地方単独事業に係るものを除く。）

ただし、令和8年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債を措置することとし、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、その全額を措置。

- ・ 小規模集合排水処理施設整備事業

30%

ただし、令和8年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債を措置することとし、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、その全額を措置。

- ・ 個別排水処理施設整備事業

30%

ただし、令和8年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債を措置することとし、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、その全額を措置。

- ・ 下水道事業債（脱炭素化推進事業）

脱炭素化推進事業（下水汚泥のエネルギー使用（バイオガス発電又は固形燃料化）、下水熱の利用、下水汚泥資源の肥料利用（汚泥の肥料利用又はリン回収）、一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却）について、元利償還金の50%を交付税措置。

- ・ 資本費平準化

当該年度の元利償還金に対する交付税措置額から当該年度の資本費平準化債発行額の50%を控除する。また、後年度発生する資本費平準化債の元利償還金について、その50%を事業費補正により交付税措置。

- ・ 大規模下水道管路特別重点調査事業

大規模下水道管路特別重点調査事業にかかる地方負担額について、下水道事業債（大規模下水道管路特別重点調査事業）を充当できることとし、後年度における元利償還金にかかる一般会計からの繰出金についてその50%を交付税措置。

観光その他事業債

1 事業の概要

観光その他事業には、観光施設事業、有料道路事業、駐車場整備事業及びその他事業（公営企業債の対象事業のうち、地方債計画上の他のいずれの事業債にも該当しない事業であって、主としてその経費を当該事業により生じる収入をもって充てることができる事業をいう。）がある。

(1) 観光施設事業

地方財政法施行令第46条第11号に規定する観光を目的する施設の設置・運営事業をいい、国民宿舎等の「休養宿泊施設事業」「索道事業」及び温泉施設等の「その他観光施設事業」がある。

(2) 有料道路事業

道路の通行又は利用について料金を徴収する道路事業のことであり、道路運送法に基づく一般自動車道と道路整備特別措置法に基づいて設置する地方有料道路とがその主体をなしている。このほかに、国立公園内の附帯施設として設置される道路もある。

(3) 駐車場整備事業

一般公共の用に供される有料の駐車場（道路の路面に一定の区画を限って設置される路上駐車場を除く。）の整備事業及びこれに対する一般会計からの出資金を対象とするものである。一般公共の用に供される有料の駐車場とは、時間貸しの有料駐車場のように一般の誰でも利用できる施設をいい、特定の施設の来訪者のみに利用が特定される専用駐車場、月極めの有料駐車場、いわゆる車庫として利用される駐車場及び無料の駐車場は対象としない。

(4) その他事業

料金収入等により独立採算の可能な事業のうち、地方債計画上の他のいずれの事業債にも該当しない事業について対象としている。

2 同意等基準

各事業における建設改良費等及び用途廃止施設の処分等に要する経費を対象とするものとする。ただし、観光施設事業を新たに行う場合には、原則として、当該団体の財政状況を勘案し一定の基準未満の規模のものに限る。

3 運用要綱

観光施設事業の新規事業（新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。なお、既存の企業において、新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模の概ね150%を超える増改築を行う場合も新規事業として取り扱う。）については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満の規模のものに限り、同意等の対象とすることとしている。

公営競技に係る地方債の具体的な取扱いについては、別途通知による。

4 充当率

100%

5 交付税措置

なし

P F I 事業に係る地方財政措置

P F I 事業に係る財政措置について

地方公共団体が P F I 法第 5 条第 1 項の実施方針を定めて実施する P F I 事業のうち 1 の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体が P F I 法第 2 条第 5 項に定める選定事業者（以下「P F I 事業者」という。）に対して財政的支出を行う場合、2 の財政措置を講じることとする。

1 要件

- (1) 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合も含む。）するもの又は P F I 契約（地方公共団体と P F I 事業者の間で締結される P F I 事業に係る契約をいう。）が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。
- (2) 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合（以下「直営事業の場合」という。）に国庫補助負担制度がある事業については、P F I 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

2 財政措置の内容

- (1) 国庫補助負担金が支出される P F I 事業

- ・基本的な考え方：当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる。

区 分	財 政 措 置
① 地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合	地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができるとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。
② 地方公共団体が P F I 事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合	地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

（注）上記の財政措置は、施設整備費相当分について地方公共団体が財政的支出を行う場合の措置であり、地方公共団体の選定事業者に対する支出が施設整備費のみならず運営費、維持管理費等も含んでいる場合には、適切な方法により施設整備費相当部分を分別して財政措置を行うのもであること。（(2)について同じ。）

(2) 地方単独事業として実施される P F I 事業

- ・ 基本的な考え方：直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、地方交付税措置を講じる。

財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

区 分	財 政 措 置
①施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合	地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。
②施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合	下記の要件を満たす施設について、地方公共団体が P F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の 20% に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。 （施設の要件） 通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

（注）ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらない。

3 資金手当のための地方債

(1)及び(2)の財源措置に加えて、1の要件を満たす P F I 事業について、地方公共団体が P F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

4 P F I 事業者に貸与するための土地取得に要する経費

P F I 法第 12 条第 2 項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、P F I 法に基づいて実施する P F I 事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

5 地方公営企業における P F I 事業

地方公営企業において施設整備に P F I 事業を導入する場合には、通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置を講じる。

スポーツ振興くじ助成事業

1 目的

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備するため、地方公共団体が行うスポーツ振興に係る事業に対する必要な資金を支給することを目的とする。

2 助成制度所管団体

独立行政法人日本スポーツ振興センター（助成申請等は直接法人に対して行う。）

3 助成対象事業、助成対象経費及び助成割合

(1) 大規模スポーツ施設整備助成

助成対象事業		助成対象経費 (限度額)	助成 割合	助成金 (限度額)
Jリーグホームスタジアム等整備事業				
Jリーグホームスタジアム整備事業	新設	40 億円	3 / 4	30 億円 (3 か年度合計)
	改修・ 改造	12 億円		9 億円 (3 か年度合計)
Jリーグ拠点施設整備事業	新設	20 億円		15 億円 (3 か年度合計)
国民スポーツ大会冬季大会競技会場整備事業	改修・ 改造	7 億円		5.25 億円 (2 か年度合計)

(2) 地域スポーツ施設整備助成

助 成 対 象 事 業		助成対象経費 (限度額)	助成 割合	助成金 (限度額)
クラブハウス 整備事業	新設（増改設を含む。）	75,000 千円	4 / 5	60,000 千円
	改造	15,000 千円	3 / 4	11,250 千円
グラウンド 芝生化事業	芝生化新設（天然芝は屋外に限る。）	60,000 千円	4 / 5	48,000 千円
	芝生化改設（天然芝は屋外に限る。）	40,000 千円	3 / 4	30,000 千円
	天然芝維持活動	2,000 千円	2 / 3	1,333 千円
スポーツ施設等 整備事業	スポーツ競技施設等の整備	下限 10,000 千円 上限 30,000 千円		20,000 千円
	学校開放事業によるスポーツ活動 に供する施設等の整備			
		スポーツ競技施設の大規模改修等	下限 30,000 千円 上限 150,000 千円	100,000 千円

4 活用可能な事業債

一般単独事業（一般事業）（充当率 75%、交付税措置なし）

5 その他

地方公共団体スポーツ活動助成等、ソフト事業に対する助成も有。

コミュニティ助成事業

1 趣旨

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。

2 助成制度所管団体

一般財団法人自治総合センター（助成申請は市町村から県所管課を通じて行う。）

3 助成対象事業、事業内容及び助成金

助成対象事業		事業内容	助成金
一般コミュニティ助成事業		住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	100万円から250万円まで
コミュニティセンター助成事業		住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業	対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、2,000万円まで
地域防災組織育成助成事業	自主防災組織育成助成事業	一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	30万円から200万円まで
	消防団育成助成事業	地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業	50万円から100万円まで
	女性防火クラブ育成助成事業	女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業	100万円まで。ただし、防火防災訓練用資器材の整備については、60万円まで
	幼年消防クラブ育成助成事業	幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業	40万円まで
	女性消防隊育成助成事業	女性消防隊が行う初期消火活動及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業	100万円まで
	少年消防クラブ育成助成事業	将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業	100万円まで

助成事業名		事業内容	助成金
青少年健全育成助成事業		青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業	30 万円から 100 万円まで
地域づくり助成事業	共生の地域づくり助成事業	地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業又はソフト事業	1,000 万円まで。ただし、ソフト事業の場合は 500 万円まで
	活力ある地域づくり助成事業	地域の活性化に資するため、地域資源の活用や広域的な連携を目的として実施する特色あるソフト事業	200 万円まで
地域の芸術環境づくり助成事業		企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業	500 万円まで
地域国際化推進助成事業		多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業	200 万円まで

※ 助成金は、1 件につき 10 万円単位（10 万円未満を切り捨て）とする。

4 助成対象団体

市（区）町村（政令指定都市は除く。）、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会。

5 助成対象経費

- (1) 事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。
- (2) 次のものは助成対象外の経費とする。
 - ① 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。
 - ② ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業

1 目的

燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人次世代自動車振興センター（補助申請等は直接センターに対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

補助対象事業			補助率	補助上限額
大規模	水素供給能力 500Nm ³ /h 以上	中核地方公共団体 準中核地方公共団体	2 / 3	450 百万円
		上記以外	1 / 2	340 百万円
中規模 1	水素供給能力 300Nm ³ /h 以上 500Nm ³ /h 未満	中核地方公共団体 準中核地方公共団体	2 / 3	250 百万円
		上記以外	1 / 2	190 百万円
中規模 2	水素供給能力 50Nm ³ /h 以上 300Nm ³ /h 未満	すべての地域	1 / 2	140 百万円
オプション （対象設備：大規模、中規模 1 及び中規模 2）		オンサイト水素製造装置（SMR）	既設：1 / 2	60 百万円
		オンサイト水素製造装置 （水電解）	新設：水素供給設備規模・ 区分に依る	150 百万円
		液化水素対応設備	区分に依る	40 百万円
		複数系統化・能力増強工事等 （圧縮機、蓄圧器、ディスペン サー、プレクーラー、等） ※1、※2、※3	中核地方公共 団体、準中核 地方公共団体 2 / 3	350 百万円（大規模①） 200 百万円（大規模②） 100 百万円（中規模） ※3
			上記以外 1 / 2	260 百万円（大規模①） 150 百万円（大規模②） 80 百万円（中規模） ※3
		遠隔監視設備	2 / 3	10 百万円
小規模	水素供給能力 50Nm ³ /h 未満	定置式	1 / 2	80 百万円
水素集中製造設備 （供給先水素供給設備 1 設備当たり、ただし 10 設備を上限とする）			1 / 2	60 百万円
水素集中液化設備			1 / 2	2,500 百万円

オンサイト方式：水素製造装置を敷地内に有する設備

大規模：ピーク時に 500Nm³/h の水素を充填できる能力を有するもの

水素集中製造設備：供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する設備

水素集中液化設備：供給先水素供給設備に、液化水素を集中的に製造及び供給する設備

液化水素対応設備：水素ステーションに液体水素を受け入れ供給する設備

水素供給能力：燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力

遠隔監視設備：水素ステーション敷地内に設置される被監視側の設備

複数系統化：新設・既設を問わず複数台の燃料電池自動車への同時充填を可能にする場合に適用する。

能力増強工事：既設中規模・大規模ステーションにおける商用車対応等を目的とした機器の追加、取り換え、配管新設工事及び付帯する土木・建築工事をいう。

大規模①：12 時間連続で 900Nm³/h の水素供給能力を有したうえで、燃料電池大型トラックへの水素供給が可能な設備であり、その需要が見込まれること。

大規模②：ピーク時に 500Nm³/h の水素を充填できる能力を有するもの。

※1 オプション：能力増強工事の適用には、燃料電池商用車等の需要実績があること、若しくは需要が見込まれることを必要とする。

また、能力増強工事等には機器の単純な更新も含まれるが、中核地方公共団体及び準中核地方公共団体以外にて行う場合は、燃料電池商用車の需要実績を必要とする。
なお、能力増強工事等を実施する場合は、財産処分に伴う国庫返納金が発生する場合がある。

※2 オプション：能力増強等の適用は、圧縮機、蓄圧器、プレクーラー及びディスペンサーにつき各 1 回とする。

※3 オプション：機器種別毎の上限額は、表の上限額へ下記の割合を乗じた数値とする。

圧縮機：0.5、蓄圧器：0.3、ディスペンサー：0.1、プレクーラー：0.1

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率 75%）

充電インフラ設備事業

1 目的

電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）へ電気を供給する設備（以下「充電設備」という。）の導入にかかる経費を補助し、併せてその導入を促進することによって電気自動車等の更なる普及を促進し、運輸部門を中心とした二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人次世代自動車振興センター（補助申請等は直接法人に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

(1) 高速道路 S A ・ P A 及び公道上等への充電設備設置（経路充電）

補助対象事業			補助率	補助上限額
充電設備の 購入費	急速充電設備		定額 (1 / 1 以内) 又は 1 / 2 以内	6,000 千円
充電設備の 設置工事費	高速道路 S A ・ P A 等 (特別な仕様に基づく 工事の場合)	急速充電設備 (90kw 以上)	定額 (1 / 1 以内)	40,000 千円
		急速充電設備 (50kw 以上 90kw 未満)		33,500 千円
	高速道路 S A ・ P A 等 (特別な仕様に基づか ない工事の場合)	急速充電設備 (150kw 以上)	定額 (1 / 1 以内)	5,000 千円 又は 14,000 千円※
		急速充電設備 (90kw 以上 150kw 未満)		4,000 千円 又は 13,000 千円※
		急速充電設備 (50kw 以上 90kw 未満)		2,800 千円 又は 11,800 千円※
	公道上/空白地域	急速充電設備 (150kw 以上)	定額 (1 / 1 以内)	5,000 千円 又は 14,000 千円※
		急速充電設備 (90kw 以上 150kw 未満)		4,000 千円 又は 13,000 千円※
		急速充電設備 (50kw 以上 90kw 未満)		2,800 千円 又は 11,800 千円※

※高圧受変電設備の設置「有」の場合

(2) 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置（目的地充電）

補 助 対 象 事 業		補助率	補助上限額
充電設備の 購入費	急速充電設備	定額 (1 / 1 以内) 又は 1 / 2 以内	6,000 千円
	普通充電設備		350 千円
	充電用コンセントスタンド		110 千円
	充電用コンセント		70 千円
充電設備の 設置工事費	急速充電設備（150kw 以上）	定額 (1 / 1 以内)	5,000 千円 又は 14,000 千円※
	急速充電設備（90kw 以上 150kw 未満）		4,000 千円 又は 13,000 千円※
	急速充電設備（50kw 以上 90kw 未満）		2,800 千円 又は 11,800 千円※
	普通充電設備・充電用コンセントスタンド		1,350 千円 又は 10,350 千円※
	普通充電設備・充電用コンセントスタンド（機械式）		950 千円 又は 9,950 千円※
	充電用コンセント		1,350 千円 又は 10,350 千円※
	充電用コンセント（機械式）		

※高圧受変電設備の設置「有」の場合

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率 75%）

二酸化炭素排出抑制対策事業 (地域における再エネ等由来水素利活用促進事業)

1 目的

地域の実情に応じた水素による再生可能エネルギーの貯蔵・利用モデルの確立、水素の需要拡大のための設備導入の促進、及び水素サプライチェーンの社会実装の推進等を図り、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に資することを目的とする。

2 補助制度所管団体

公益財団法人北海道環境財団（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助割合

補助対象事業	補助割合	
再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業		
水素等を活用することで、地域防災計画等により災害時に防災拠点等として位置づけられた施設において、地域の再生可能エネルギーを最大限活用する、自立・分散型のエネルギーシステムの構築を行う事業	指定都市 1 / 2 その他 2 / 3	
水素需要の拡大及び二酸化炭素排出削減に資する設備（水素発電機、水素ボイラー、産業用燃料電池及び水素バーナー等）を導入する事業		
再生可能エネルギーを活用した水素サプライチェーンの社会実装に必要な機器（水電解装置、バッファタンク、水素充填ユニット及び水素吸蔵合金等）を導入する事業		
地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業		
地域再エネ水素ステーション導入事業において整備された再エネ水素ステーションの保守点検を行う事業	2 / 3	
地方公共団体の所有する業務用施設で使用されている設備の高効率化改修を行う事業	指定都市 1 / 2 その他 2 / 3	

※基準金額については、「令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域における再エネ等由来水素利活用促進事業）交付規程」に掲げた経費のうち、財団が必要と認めた額。

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率 75%）

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業

1 目的

災害時の電力供給停止にも対応可能な停電対応型の天然ガスコージェネレーションシステム（停電対応型CGS）、天然ガスを燃料とするガスエンジン・ヒートポンプ・エアコン（停電対応型GHP）の導入及び機能維持・強化を行う事業、もしくは災害時の強靱性向上に資する天然ガススタンドに対して補助金を交付することで、災害時の強靱性の向上と平時からの環境対策を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人都市ガス振興センター（補助申請等は直接センターに対して行う。）

3 補助対象事業、補助割合及び補助金

補助対象事業		補助割合	補助金 (限度額)
災害時にも対応可能な天然ガス利用設備（※１）			
停電対応型ＣＧＳ （ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池）	特定施設 ※	特定施設 １／２	360 百万円
	その他＜中圧供給＞		240 百万円
	その他＜低圧供給＞		60 百万円
停電対応型ＧＨＰ	特定施設 ※	その他 １／３	100 百万円
	その他＜中圧供給＞		66 百万円
	その他＜低圧供給＞		
熱交換器、煙道、煙突、安全装置、省エネ計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、基礎工事（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外）			
天然ガスステーションの設備			
①受電設備、②ガス圧縮機、③蓄ガス器、④ディスペンサー、⑤ガス圧縮機用冷却装置、⑥計装空気圧縮機、⑦サクシヨンスナッパ、⑧冷却散水ポンプ及び貯水槽、⑨付属配管、⑩制御装置、⑪障壁、⑫万代堀、⑬キャノピー ※①～⑬に加え、基礎、据付、試運転調整、舗装等の設備に対する経費を対象。		１／２	80 百万円

※政府想定の地震対象エリア及び政令指定都市等の大都市等（新城市、南知多町、設楽町、東栄町及び豊根村を除く県下49市町村）のうち、中圧ガス導管でガスの供給を受けている施設

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率75%）

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業 (うち石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)

1 目的

災害発生時においても、避難困難者が多数生じる医療施設や福祉施設、公的避難所及び一時避難所となり得る施設等に対するLPガスの安定供給の確保を図ることを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般財団法人エルピーガス振興センター（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

補助対象事業		補助率	補助上限額
LPガス災害バルク等 (※1)の 機器の設備 費と設備工 事費	災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設 例：医療施設・福祉施設（老人ホーム）等	1/2	10 百万円（※2）
	公的避難所（市区町村が災害時に避難所として指定した施設） 例：自治体庁舎、公立学校、公民館、体育館等		30 百万円（※3）
			50 百万円（※4）

(※1) 石油ガスバルク等の石油ガスを貯蔵する容器及び石油ガス取出用の圧力調整器等の石油ガス供給に必要な設備、並びに当該設備に接続する燃焼機器と発電機（石油ガスを貯蔵する容器と常時接続していなくても、当該容器に貯蔵する石油ガスによって稼働させる燃焼機器と発電機も含む。また、発電機については、コジェネレーション設備を含む。）、空調機器及びLPガス簡易スタンドユニット等をいう。

(※2) バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備のみの場合

(※3) バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備と下記①～④のいずれかを同時に設置する場合

① LPガス発電機ユニット（コジェネレーション設備含む）

② LPガス空調機器ユニット（GHP等）

③ LPガス燃焼機器ユニット（炊き出しセット、コンロ他）

④ LPガス簡易スタンドユニット（①、②のいずれかと組み合わせることが必要）

(※4) バルク、シリンダー容器及びLPガス供給設備と、※3の①及び②を同時に設置する場合

4 活用可能な事業債

一般補助施設整備等事業債（充当率 75%）

作業路整備事業

1 目的

矢作川流域水源地域の森林の保全対策に対し、助成を行うことにより、治水と水資源の安定的確保の推進を図るとともに関係地域の振興と流域の一体的な発展を目指すことを目的とする。

※水源林地域市町村（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町）に限る

2 補助制度所管団体

公益財団法人矢作川水源基金（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

補助対象設備	助成対象事業の基準	助成率	上限額等
作業路整備事業	【新設事業】 1 団地の森林面積が 5 ha以上の規模で、保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは、間伐、複層林整備及び天然林育成）の実施予定対象面積が30%以上を占める団地において行われる森林整備作業路の新設	6/10以内	5,800円/m
	【改良事業】 保育管理等（単層林整備の獣害対策、下刈り、枝打ち、除伐、若しくは、間伐、複層林整備及び天然林育成）を行うための既設作業路の改良 ただし、事業費が10万円以上であるもので、保育管理等が当該事業年度から翌々年度まで0.01ha以上の規模で実施されるものに限る。	6/10以内	原則として、新設時に水源基金助成を受けたものに限る。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業)

1 目的

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源のCO2排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進めるとともに、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域で利活用することによる低炭素化の取り組みを支援することを目的とする。

2 補助制度所管団体

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会（以下「技管協」という。）
（補助申請等は直接財団に対して行う。）

3 補助対象事業、補助率及び補助上限額

1 間接補助 事業の区分	2 間接補助 事業の内容	3 間接補助 対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
廃棄物処理施設 を核とした地域 循環共生圏構築 促進事業	エネルギー回収 型廃棄物処理施 設の新設に関す る事業	・工事費 ・事務費 ・その他必要 な経費で技 管協が承認 した経費	技管協が環境 省担当官と協 議の上で必要 と認めた額	ア 総事業費から寄付金その他 の収入額を控除した額を算出 する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対 象経費と第4欄に掲げる基準 額とを比較して少ない方の額 を選定する。 ウ アにより算出された額とイ で選定された額とを比較して 少ない方の額に、設備区分に 応じ2分の1または3分の1 を乗じて得た額を交付額とす る。ただし、算出された額に 1,000円未満の端数が生 じた場合には、これを切り捨 てるものとする。

	エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業	同上	同上	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。※ イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
--	--------------------------	----	----	--

※ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

4 活用可能な事業債

一般廃棄物処理事業債（充当率90%、交付税措置 通常分50%・財対分50%）

